

平成28年第1回上里町議会定例会会議録第4号

平成28年3月9日（水曜日）

本日の会議に付した事件

日程第29（町長提出議案第21号）平成28年度上里町一般会計予算について

日程第30（町長提出議案第22号）平成28年度上里町国民健康保険特別会計予算について

日程第31（町長提出議案第23号）平成28年度上里町介護保険特別会計予算について

日程第32（町長提出議案第24号）平成28年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第33（町長提出議案第25号）平成28年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第34（町長提出議案第26号）平成28年度上里町水道事業会計予算について

日程第35（町長提出議案第27号）平成28年度上里町下水道事業会計予算について

出席議員（14人）

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡壽君
5番 齊藤崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋仁君
13番 伊藤裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 関根孝道君	副町長 高野正道君
教育長 下山彰夫君	総務課長 岸智敏君

総合政策課長	片岡浩一君	税務課長	須長正実君
町民福祉課長	板垣延雄君	子育て共生課長	山田隆君
健康保険課長	山下容二君	高齢者いきいき課長	小暮秀夫君
まち整備環境課長	強矢賢君	産業振興課長	南雲定夫君
上下水道課長	宮下忠仁君	学校教育課長	谷木章二君
学校指導室長	福島彰君	生涯学習課長	金井孝君
郷土資料館長	金井孝君	会計管理者	安藤達夫君

事務局職員出席者

事務局長	飯塚好一	係長	戸矢信男
------	------	----	------

◎開 議

午前 9 時 0 分開議

○議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程第 29 町長提出議案第 21 号 平成 28 年度上里町一般会計予算について

◎日程第 30 町長提出議案第 22 号 平成 28 年度上里町国民健康保険特別会計予算について

◎日程第 31 町長提出議案第 23 号 平成 28 年度上里町介護保険特別会計予算について

◎日程第 32 町長提出議案第 24 号 平成 28 年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第 33 町長提出議案第 25 号 平成 28 年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

◎日程第 34 町長提出議案第 26 号 平成 28 年度上里町水道事業会計予算について

◎日程第 35 町長提出議案第 27 号 平成 28 年度上里町下水道事業会計予算について

○議長（伊藤 裕君） 日程第29、町長提出議案第21号 平成28年度上里町一般会計予算について、日程第30、町長提出議案第22号 平成28年度上里町国民健康保険特別会計予算について、日程第31、町長提出議案第23号 平成28年度上里町介護保険特別会計予算について、日程第32、町長提出議案第24号 平成28年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第33、町長提出議案第25号 平成28年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第34、町長提出議案第26号 平成28年度上里町水道事業会計予算について、日程第35、町長提出議案第27号 平成28年度上里町下水道事業会計予算について、以上の7件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第21号から議案第27号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案いたしました議案第21号 平成28年度上里町一般会計予算について御説明いたします。

初めに、予算編成に対する基本的な考え方につきまして御説明いたします。

国の平成28年度予算編成の基本方針では、デフレ脱却、経済再生と財政健全化を目指すため、経済財政再生計画の着実な推進を目指すとともに、少子高齢化という構造的な問題について正

面から取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現と経済再生、地方創生に直結するものとするための取り組みを行うものとしております。

こうした取り組みの一環として、平成27年12月24日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂版」が閣議決定されました。「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂版」の現状認識といたしまして、晩婚化・晩産化が進行したこと等による20歳代の出生率の低下、30歳代の出生率向上の鈍化や若年層の大都市への流入が増大しており、企業収益の改善による賃金上昇、雇用拡大、消費の拡大、投資の増加を地方においても実現できることが求められているとしております。

人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保するため、基本的な視点として、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する、地域の特性に即して地域課題を解決するといったことを定めております。こうした考え方を基礎といたしまして、町では上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各種戦略における事業につきまして、平成28年度当初予算に反映いたしました。

主な内容といたしますと、農業振興のための農業振興プロジェクト策定業務や、本年度から検討してきましたふるさと納税返礼品制度、定住促進のための県北部7市町連携事業、不妊治療の支援に係る助成、1歳未満児を対象としたおむつ購入費の助成、高齢者の元気づくりの応援に係る事業、認知症予防対策などの各種事業に取り組んでまいります。

これらの事業を通しまして、地域の雇用を増やし、定住に結びつけ、子どもから高齢者まであらゆる世代の人々が、住んでよかった、住み続けたいまち、そして、住んでみたいまち上里を感じていただけるような事業に取り組んでまいります。

また、各種戦略以外の主要事業といたしましては、平成26年度予算から継続費で実施しております上里中学校屋内運動場改築事業や児玉工業団地アクセス道路事業、都市計画マスタープラン見直し業務委託や中央公民館解体工事設計委託、第2次環境基本計画策定などの予算を計上しております。

これらの施策の推進には、確実な財源確保が必要でございますが、経済情勢に目を向けますと、日本経済は緩やかな回復基調にあるものの、いまだ個人消費者の回復に地域間でのばらつきや生産活動が弱含むところもあり、地方によっては経済環境に厳しさがあるとしています。

政府としては、ローカル・アベノミクスの浸透をさらに図りながらも、中国経済の減速などの足元の経済情勢のリスク要因を注視しながら、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に沿って経済財政運営を進めることとしていまして、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう、自主的に同水準の確保を基本として地方財政対策を講じるとしております。

しかしながら、町の当初予算の町税につきましては、法人税率の見直しや地価の下落、たばこ税の減収見込みなどにより地方税の増加を見込むことができないことから、基金の繰入金や地方債の増加等により対応したところでございます。

次に、予算内容について御説明いたします。

平成28年度上里町一般会計・特別会計予算書の5ページをお願いしたいと思います。

平成28年度上里町一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ88億3,450万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為ですが、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものとし、6件を定めるものでございます。

第3条につきましては、地方債ですが、地方自治法第230条第1項の規定により起債することができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものとし、8事業、8億3,220万円を定めるものでございます。

第4条につきましては、一時借入金ですが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定めるものでございます。

第5条につきましては、歳出予算の流用ですが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出の予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除きます。共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の款の流用とすると定めるものでございます。

それでは、各表ごとに説明させていただきます。

「第1表 歳入歳出予算」でございますが、6ページから8ページで、歳入予算の款項別の予算について御説明いたします。

初めに、歳入でございますが、款1町税につきましては、地方税法改正による法人住民税率の変更及び地価下落などの影響によりまして、前年度より459万5,000円減額の35億1,830万3,000円を計上いたしました。

款2地方譲与税は、前年度と同額の1億600万円を計上いたしました。

款3利子割交付金は、市町村交付金見込み額から、前年度より90万円減額の360万円を計上いたしました。

款4配当割交付金及び款5株式等譲渡所得割交付金は、決算見込み数値及び市町村交付金見

込み額から、款4配当割交付金は前年度より800万円増額の1,700万円、款5株式等譲渡所得割交付金は前年度より1,200万円増額の1,900万円を計上いたしました。

款6地方消費税交付金から款8自動車取得税交付金は、前年度と同額といたしまして、款6地方消費税交付金は4億3,000万円、款7ゴルフ場利用税交付金は800万円、款8自動車取得税交付金は2,100万円を計上いたしました。

款9地方特例交付金は、前年度より100万円増額の1,800万円を計上いたしました。

款10地方交付税は、普通交付税を地方財政計画及び平成27年度の収入状況から、前年度より8,000万円増額の9億円を計上し、特別交付税は前年度より2,000万円増額の1億1,000万円といたしまして、合計で10億1,000万円を計上いたしました。

款11交通安全対策特別交付金は、平成27年度収入状況から、前年度より65万1,000円増額の660万円を計上いたしました。

款12分担金及び負担金は、保育所運営費保護者負担金や放課後児童クラブ保護者負担金が主なもので、前年度より3,422万円減額の1億4,719万4,000円を計上いたしました。

款13使用料及び手数料は、町営住宅使用料や上里ゴルフ場公園施設管理許可使用料が主なもので、前年度より3万5,000円減額の1億3,517万6,000円を計上いたしました。

款14国庫支出金は、障害者自立支援給付負担金1億6,473万4,000円、子どものための教育・保育給付費負担金1億6,236万4,000円、児童手当交付金3億8,038万8,000円、保育所等整備交付金1億489万5,000円が主なもので、前年度より1億9,212万8,000円増額の11億3,875万6,000円を計上いたしました。

款15県支出金は、障害者自立支援給付費負担金8,236万6,000円、子どものための教育・保育給付費負担金8,118万2,000円、児童手当負担金8,520万6,000円が主なもので、前年度より1億1,460万6,000円減額の6億752万4,000円を計上いたしました。

款16財産収入は、前年度より34万円増額の458万4,000円を計上いたしました。

款17寄附金は、ふるさと寄附金を見込みまして、50万円を計上いたしました。

款18繰入金は、財政調整基金から2億1,681万円、公共施設等用地取得及び施設整備基金から3億5,000万円、上里中学校施設整備基金から1億7,804万円、教育施設整備基金5,379万6,000円、減債基金1億円の繰り入れなど、前年度より2億1,473万8,000円増額の5億8,364万9,000円を計上いたしました。

款19繰越金は、前年度と同額の1億5,000万円を計上いたしました。

款20諸収入は、埼玉県市町村振興協会市町村交付金1,503万円、重度医療高額療養費返還金902万1,000円が主なもので、前年度より980万5,000円増額の7,741万4,000円を計上いたしました。

続きまして、8ページをお願いいたします。

款21町債は、道路関係の土木債6,980万円、街区公園整備関係の都市計画債6,580万円、衛星系防災行政無線施設再整備関係の消防債1,100万円、上里中学校屋内運動場改築事業の教育債2億9,560万円、臨時財政対策債3億9,000万円といたしまして、前年度より2億2,870万円増額の8億3,220万円を計上いたしました。

款1町税から款21町債までの歳入総額は88億3,450万円になりまして、前年度より6億1,350万5,000円の増額でございます。

続きまして、歳出予算の款項別の金額が9ページからとなっております。

款1議会費は、議場中継配信に係る設備配置等が完了したことから、前年度より695万円減額の1億525万9,000円を計上いたしました。

款2総務費は、公共交通ネットワーク促進事業や固定資産台帳整備事業などの増額を計上いたしましたが、職員退職手当組合負担金や総合文化センター舞台照明設備改修工事の完成などで減額になったことから、前年度より6,787万7,000円減額の10億9,787万2,000円を計上いたしました。

款3民生費は、国民健康保険特別会計繰出金、民間保育所整備事業、民間保育所等委託料、障害者福祉事業の各種給付費やサービス費などが増額になったことから、前年度より2億6,403万1,000円増額の33億5,787万円を計上いたしました。

款4衛生費は、新規事業であります妊婦歯健診事務事業委託料や各種予防接種委託料などの増額を計上いたしましたが、健康づくり計画等策定業務の完成や児玉郡市広域市町村圏組合清掃施設負担金が減額になったことから、前年度より422万6,000円減額の5億840万4,000円を計上いたしました。

款5農林水産業費は、農業振興プロジェクト策定業務委託料や、上里西部土地改良区や上里土地改良区に対する補助金などの増額を計上いたしましたが、埼玉園芸生産力強化支援事業費補助金や農村公園農地購入費の皆減などで減額となったことから、前年度より2億3,290万5,000円減額の1億6,451万6,000円を計上いたしました。

款6商工費は、指定企業施設奨励金やふるさと納税返礼品制度に伴う返礼品購入費などが増額になったことから、前年度より287万3,000円増額の2,617万円を計上いたしました。

款7土木費は、道路関係では、児玉工業団地アクセス道路事業の補償費や道路新設改良事業の工事費が増額となり、都市計画関係では、神保原駅南街区第1号公園整備工事や都市計画基礎調査業務委託、神保原駅南北自由通路補修設計義務委託などが増額になりましたが、上里スマートインターチェンジ整備事業や橋梁1事業の工事費が減額となったことから、前年度より1億253万6,000円減額の7億7,364万5,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

款8消防費は、衛星系防災行政無線施設再整備事業負担金、防災行政無線携帯型無線機の購入や消防団の第29回埼玉県消防操法大会出場に係る経費が増額になったことから、前年度より1,343万5,000円増額の3億9,801万3,000円を計上いたしました。

款9教育費は、上里中学校屋内運動場改築事業、本庄上里学校給食組合運営事業や上里中学校校外構整備事業などにより増額になったことから、前年度より6億326万1,000円増額の15億5,437万円を計上いたしました。

款10公債費は、前年度より1億4,447万4,000円増額の8億2,661万3,000円を計上いたしました。

款11諸支出金は、前年度より7万5,000円減額の176万8,000円を計上いたしました。

款12予備費は、昨年度と同額の2,000万円を計上いたしました。

歳出総額は、歳入総額と同額の88億3,450万円になります。

次に、11ページは、「第2表 債務負担行為」になります。

土地開発公社借入金債務保証は、土地開発公社が業務を行うために銀行などから借り入れた資金について、最終弁済期が到来しても返還できない額を債務保証するもので、上里サービスエリア周辺地区整備事業の平成28年度借り入れ分に要する費用の債務負担行為になります。

公共用地先行取得事業は、平成28年度に上里町などの依頼に基づき、土地開発公社が先行取得する場合の用地取得に要する費用の債務負担行為になります。

農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金は、平成28年度の資金貸し付けによる利子補給に係る債務負担行為になります。

公用車賃借料は、現在使用しております町長公用車を引き続き2年間リースで借り上げるための債務負担行為になります。

庁舎電話設備機器賃借料は、老朽化に伴う電話交換機の更新により、7年間リースで借り上げるための債務負担行為になります。

限度額につきましては記載のとおりでございます。

次に、12ページは、「第3表 地方債」になります。

道路維持補修事業、橋梁維持事業、藤木戸勝場線歩道整備事業、児玉工業団地アクセス道路事業を合わせ、土木関係の地方債として合計6,980万円の限度額といたしました。

神保原駅南街区公園整備工事に係る都市計画関係の地方債として、公園管理事業を6,580万円、衛星系防災行政無線施設再整備事業に係る消防関係の地方債として、災害対策事業を1,100万円、上里中学校の体育館及び武道館の工事費に係る教育関係の地方債として、上里中学校屋内運動場改築事業を2億9,560万円、臨時財政対策債は、国の地方財政計画におきまし

て折半対象、財源区分が大幅に減少としていることから、前年度より4,500万円減額の3億9,000万円の限度額といたしました。

次に、起債の方法につきましては、利率を4.0%以内とし、ただし書きで、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率と規定しております。償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上で、平成28年度の予算編成方針及び一般会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、御提案申し上げました議案第22号 平成28年度上里町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の15ページをお願いいたします。

平成28年度上里町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億8,767万2,000円と定めるものとございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとございます。

第2条、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、最高額は5,000万円と定めるものとございます。

第3条、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の款の流用とするものとございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の概要について御説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

最初に、歳入について御説明いたします。

款1 国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分になります。前年度より3,771万3,000円減額の6億1,767万3,000円を計上いたしました。

款2 使用料及び手数料は、国民健康保険の資格の証明手数料及び国民健康保険税の督促手数料といたしまして、2,000円の科目設定となります。

款3 国庫支出金は、療養給付費等の国庫負担金と普通調整交付金等の国庫補助金となりまし

て、前年度より4,417万8,000円減額の8億706万6,000円を計上いたしました。

項1 国庫負担金の内訳は、療養給付負担金として、一般被保険者に係る療養給付費や療養費、介護納付金、後期高齢者支援金の支出見込み額の概ね32%相当額を、また、高額医療費共同事業負担金として、高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1相当額を、特定健康診査等負担金として、特定健康診査等の費用の3分の1相当額で、合計6億5,700万円を計上いたしました。

項2 国庫補助金の内訳は、普通調整交付金として、一般被保険者に係る療養給付費などの支出見込み額のおおむね7%相当額と、エイズ予防対策やジェネリック医療品普及活動に係る特別調整交付金で、合計1億5,006万6,000円を計上いたしました。

款4 療養給付費交付金は、退職被保険者の療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、1億4,440万9,000円を計上いたしました。

款5 前期高齢者交付金は、65歳以上75歳未満の前期高齢者に係る療養給付費及び後期高齢者支援金について、国民健康保険や被用者保険などの保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、前期高齢者の加入者数や医療費に応じて社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。前年度より1億円増額の8億円を計上いたしました。

款6 県支出金は、高額医療費共同事業及び特定健康診査等の県負担金と財政調整交付金等の県補助金になりますが、前年度より820万2,000円減額の1億8,904万4,000円を計上いたしました。

項1 県負担金の主な内容は、高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業拠出金の4分の1相当額と特定健康診査等の費用の3分の1相当額になります。

項2 県補助金の主な内容は、普通調整交付金として、一般被保険者に係る療養給付費などの支出見込み額の概ね6%相当額、特別調整交付金として、療養給付費などの支出見込み額の概ね2%と、医療費適正化のためのレセプト点検員賃金や医療費通知等の経費、人間ドック補助などに対する交付金になります。

款7 共同事業交付金は、市町村からの拠出金を財源に、都道府県及び全国単位で費用負担の調整を行い交付されるもので、高額医療費共同事業交付金が1件当たり80万円を超える高額医療費に対して交付を行い、保険財政共同安定化事業交付金は、それ以外の医療費を対象として交付を行います。合計で、前年度より2,418万1,000円減額の9億2,374万4,000円を計上いたしました。

款8 財産収入は、国保基金の利子収入といたしまして、1,000円の科目設定になります。

款9 繰入金は、一般会計からの保険基盤安定分や職員給与費等に対する繰入金と国保基金からの繰入金で、前年度より8,789万9,000円増額の3億7,546万4,000円を計上いたしました。増

額の主な理由ですが、その他一般会計繰入金が、歳出の保険給付費や保険財政共同安定化事業
拠出金の増額、歳入の税と保険財政共同安定化事業交付金の減額の影響により、前年度より増
額となったものでございます。

款10繰越金は、前年度と同額の2,500万1,000円を計上いたしました。

款11諸収入は、項1国民健康保険税の延滞金や過料として、前年度と同額の500万2,000円、
項2預金利子は1,000円の科目設定、項3雑入は70歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費
の一部負担金の公費負担分などで、諸収入合計で526万8,000円を計上いたしました。

歳入総額は38億8,767万2,000円になりまして、前年度より4,087万6,000円増加となっております。

次に、18ページをお願いします。

歳出につきまして御説明いたします。

款1総務費は、項1総務管理費が、職員6名分の給与費、レセプト点検員賃金、電算事務委
託などの事務経費や埼玉県国保連合会に対する負担金などで、合計5,873万8,000円となります。

項2徴税費は、国民健康保険税の賦課徴収に係る事務経費といたしまして、340万2,000円に
なります。

項3運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の委員報酬などの事務経費39万8,000円にな
ります。

項4趣旨普及費につきましては、エイズ予防対策やインフルエンザ予防対策のパンフレット
代等30万9,000円になります。

総務費合計で6,284万7,000円を計上いたしました。

款2保険給付費は、項1療養諸費が一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費及び療養
費、診査支払手数料となりまして、合計で前年度より688万7,000円増額の19億7,798万8,000円
を計上いたしました。

項2高額療養費は、一般被保険者、退職被保険者等を含め、前年度より40万5,000円増額の
2億5,751万円を計上いたしました。

項3移送費は、病気やけがなどのため移動が困難な患者が、医師の指示により一時的・緊急
的な必要性があって入院や転院した場合、国保が診査を行って、必要と認めた場合に支給する
もので、前年度と同額の4万円を計上いたしました。

項4出産育児諸費は、出産育児一時金につきまして、40人分を見込みまして、1,680万9,000
円を計上いたしました。

項5葬祭諸費は、45人分を見込みまして、205万円を計上いたしました。

款3後期高齢者支援金等は、75歳以上の後期高齢者の医療費につきましては、各種医療保険

者が被保険者数に応じて4割相当額を負担するもので、事務費を含め、前年度より491万4,000円減額の5億1,163万8,000円を計上いたしました。

款4前期高齢者納付金等は、65歳以上75歳未満の前期高齢者に係る医療費の各医療保険者間の偏在を調整するために納付するもので、事務費を含め59万5,000円を計上いたしました。

款5老人保健拠出金は、老人医療費の過誤等精算額等になり、1万9,000円を計上いたしました。

款6介護納付金は、介護の第2号被保険者数に応じて納付するもので、前年度より1,305万6,000円減額の1億9,257万2,000円を計上いたしました。

款7共同事業拠出金は、高額な医療について、都道府県単位で財源を集めプールし、保険者の運営基盤の安定化を図るための拠出金で、高額医療費共同事業医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金で構成されております。共同事業拠出金合計で、前年度より4,493万1,000円増額の8億2,081万円を計上いたしました。

款8保険事業費は、項1特定健康診査等事業費が、特定健康診査の受診者を2,000人分として見込み、2,359万9,000円を計上いたしました。

項2保険事業費は、健康づくりのための講師謝礼や人間ドック等の予防健診補助金として1,548万7,000円を計上いたしました。保険事業費合計で、前年度より319万3,000円増額の3,908万6,000円を計上いたしました。

款9基金積立金は、国民健康保険給付費支払基金への積立金になりまして、前年度と同額の10万1,000円を計上いたしました。

款10諸支出金は、項1償還金及び還付加算金が、一般被保険者と退職被保険者の保険税還付金、過年度の療養給付費交付金や国・県支出金の精算による返還金の科目設定及び一般被保険者と退職被保険者の還付加算金などで、260万6,000円を計上いたしました。

項2繰出金は、1,000円の科目設定になります。いずれも前年度と同額の計上になります。

款11予備費は300万円で、前年度と同額の計上になります。

歳出総額は、歳入総額と同額の38億8,767万2,000円となっております。

以上で、平成28年度上里町国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、御提案申し上げました議案第23号 平成28年度上里町介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の23ページをお願いいたします。

平成28年度上里町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億685万4,000円と定めるものでござい

ます。また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は、5,000万円と定めるものでございます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の款の流用とするものでございます。

続きまして、介護保険特別会計の概要について御説明させていただきます。

24ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

最初に、歳入について御説明いたします。

款1 介護保険料は、現年度賦課分3億9,872万6,000円、滞納繰越分162万3,000円を見込みまして、前年度より2,702万8,000円減額の4億34万9,000円を計上いたしました。

款2 国庫支出金は、前年度より252万6,000円増額の2億9,815万4,000円を計上いたしました。

項1 国庫負担金は、保険給付費に厚生労働大臣が定める係数を乗じた額で、前年度より1,129万6,000円減額の2億5,393万7,000円を計上いたしました。

項2 国庫補助金は、調整交付金や、平成27年3月から開始された新しい介護予防・日常生活支援総合事業に係る地域支援事業交付金及びそれ以外の地域支援事業交付金になりまして、前年度より1,382万1,000円増額の4,421万7,000円を計上いたしました。

款3 支払基金交付金は、介護給付費と地域支援事業費の28%が社会保険診療報酬支払基金から一律に第2号被保険者分として交付されるもので、前年度より227万7,000円増額の4億2,057万3,000円を計上いたしました。

款4 県支出金は、前年度より155万9,000円減額の2億2,264万円を計上いたしました。

項1 県負担金は、県知事が定める係数を保険給付費に乗じた額で、前年度より1,050万円減額の2億659万1,000円を計上いたしました。

項2 県補助金は、平成27年3月から開始された新しい介護予防・日常生活支援総合事業に係る地域支援事業交付金及びそれ以外の地域支援事業交付金で、前年度より894万1,000円増額の2,604万9,000円を計上いたしました。

なお、国の補助金、県の補助金の新しい介護予防・日常生活支援事業に係る予算でございますけれども、平成27年度の今年3月から開始されたということでございますので、訂正させていただきます。

款5 繰入金は、前年度より1,046万円減額の2億6,461万4,000円を計上いたしました。

項 1 一般会計繰入金は、保険給付費、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の地域支援事業、それ以外の地域支援事業、低所得者保険料軽減分の町負担分及び一般会計からの事務費分で、前年度より1,046万円減額の2億6,461万3,000円を計上いたしました。

項 2 基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金として、1,000円の科目設定になります。

款 6 繰越金は、前年度同様、50万円を計上いたしました。

款 7 諸収入は、前年度と同様、2万4,000円を計上いたしました。

項 1 延滞金、加算金及び過料は、前年同様、1,000円の科目設定。

項 2 雑入は、第三者納付金で前年度同様、2万3,000円を計上いたしました。

歳入総額は16億685万4,000円になりまして、前年度より3,424万4,000円減額となっております。

次に、25ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明いたします。

款 1 総務費は、前年度より1,004万1,000円減額の6,283万4,000円を計上いたしました。

項 1 総務管理費は、職員の給与費、事務経費などで3,994万7,000円、項 2 徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費として206万8,000円、項 3 介護認定審査調査費は、介護認定診査に係る事務経費、介護認定調査員の賃金として2,049万8,000円、項 4 趣旨普及費は、介護保険制度の改正に伴い、町民等への制度の周知に使用するパンフレットの作成料等として32万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

款 2 保険給付費は、前年度より6,707万1,000円減額の14億1,700万9,000円を計上いたしました。

項 1 介護サービス等諸費は、要介護 1 から 5 の被保険者が受けるサービス費のうち、保険者が負担するもので13億303万7,000円。

項 2 介護療法等サービス等諸費は、要支援 1 ・ 2 の被保険者が受けるサービス費のうち、保険者が負担するもので4,364万7,000円。

項 3 高額サービス費は2,116万5,000円、項 4 高額医療合算介護サービス等費は416万2,000円、項 5 審査支払手数料は国民健康保険団体連合会に支払う手数料で80万円、項 6 特定入所者介護サービス等費は4,419万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

款 3 基金積立金は、第 6 期事業計画期間における介護給付費を補うためのもので、736万4,000円を計上いたしました。

款 4 地域支援事業支援費は、前年度より6,886万2,000円増額の1億1,844万4,000円を計上いたしました。

項 1 介護予防事業費は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、廃目となり

ました。

項2 包括的支援事業・任意事業費については3,340万8,000円、項3 介護予防・日常生活支援総合事業費は新設で8,503万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

款5 諸支出金は、前年度より16万円増額の70万3,000円を計上いたしました。

項1 償還金及び還付加算金は、70万2,000円を計上いたしました。

項2 繰出金は、1,000円の科目設定になります。

款6 予備費は、前年度同様、50万円を計上いたしました。

歳出総額は、歳入総額と同額の16億685万4,000円となっております。

以上で、平成28年度上里町介護保険特別会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、御提案を申し上げました議案第24号 平成28年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の29ページをお願いいたします。

平成28年度上里町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,291万4,000円と定めるものとでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の概要について御説明させていただきます。

30ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

最初に、歳入について御説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料でございますが、埼玉県後期高齢者医療広域連合において、平成28年度、29年度の保険料の改定を行い、均等割額1人当たり370円減額の4万2,070円、所得割額0.05%増の8.34%、賦課限度額は変動なしで57万円としております。

当町では、被保険者数を3,080人で見込んだ保険料に予定収納率99.3%で算出いたしました。現年分と滞納繰越分を含め、前年度より130万4,000円増額の1億5,015万3,000円を計上いたしました。1人当たりの保険料見込み額は4万8,918円となっております。

款2 使用料及び手数料は、保険料の納付証明手数料として、1,000円を計上いたしました。

款3 繰入金は、一般会計からの繰入金で、埼玉県後期高齢者医療広域連合への事務費分の負担金や、被保険者証の郵送料や電算委託料などの事務費分、保険料の軽減分としての保険基盤安定繰入金などで、前年度より555万9,000円増額の6,686万1,000円を計上いたしました。

款 4 繰越金は、平成27年度の繰越金といたしまして、50万円を計上いたしました。

款 5 諸収入は、内容といたしましては、項 1 延滞金、加算金及び過料と項 2 預金利子は科目設定となります。項 3 受託事業収入は、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの健康診査の受託料を計上いたしました。

項 4 雑入は、保険料の還付返還金、埼玉県後期高齢者医療広域連合から人間ドックに対する補助金などがございます。

諸収入の合計は、前年度より36万3,000円増額の539万9,000円を計上いたしました。

歳入総額は2億2,291万4,000円になりまして、前年度より722万6,000円の増額となっております。

次に、31ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明いたします。

款 1 総務費でございます。

項 1 総務管理費は、後期高齢者の方の被保険者証の交付や健康診査のための委託料、人間ドック補助金等の経費、後期高齢者医療システムの保守委託などの事務経費といたしまして、855万9,000円を計上いたしました。

項 2 徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務経費124万1,000円を計上いたしまして、合計で980万円を計上いたしました。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は、埼玉県後期高齢者医療広域連合への事務費などの共通経費負担金、保険料の納付金、保険基盤安定分などで、合計で2億1,230万2,000円を計上いたしました。

款 3 諸支出金は、保険料の還付金及び還付加算金、一般会計への繰出金といたしまして、31万2,000円を計上いたしました。

款 4 予備費は、前年度と同額の50万円を計上いたしました。

歳出総額は、歳入総額と同額の2億2,291万4,000円となっております。

以上で、平成28年度上里町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） 暫時休憩します。

午前10時5分休憩

午前10時20分再開

○議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊藤 裕君） 提案理由説明及び議案の説明を続行します。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第25号 平成28年度上里町農業集落排水事業特別会計について御説明いたします。

予算書の35ページをお願いいたします。

平成28年度上里町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ1,316万4,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

36ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

最初に、歳入について御説明いたします。

款1 分担金及び負担金は、農業集落排水施設の接続に伴う受益者分担金で、前年度と同額の25万円を計上いたしました。

款2 使用料及び手数料は、前年度より6万5,000円増額の247万円を計上いたしました。

款3 繰入金は、一般会計からの繰入金といたしまして、前年度より121万8,000円増額の1,034万3,000円を計上いたしました。

款4 繰越金は、前年度繰越金といたしまして、前年度と同額の10万円を計上いたしました。

款5 諸収入は、預金利子として、前年度と同額の1,000円を計上いたしました。

歳入総額は1,316万4,000円になりまして、前年度より128万3,000円増額となっております。

次に、37ページをご覧ください。

歳出につきまして御説明いたします。

款1 事業費は、農業集落排水の施設整備に係る維持管理事業費といたしまして、前年度より128万3,000円増額の779万3,000円を計上いたしました。

款2 公債費は、平成11年度から平成15年度までの借入金に対する償還金といたしまして、前年度と同額の537万1,000円を計上いたしました。

歳出総額は、歳入総額と同額の1,316万4,000円となります。

以上で、農業集落排水事業特別会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

御提案申し上げました議案第26号 平成28年度上里町水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の41ページをお願いいたします。

第1条、平成28年度上里町水道事業会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量は次のとおりとするものでございます。

- 1、給水戸数は1万2,528戸を予定しております。
- 2、年間給水量は376万4,000立方メートルでございます。
- 3、1日平均給水量は1万312立方メートルでございます。
- 4、主な建設改良事業は、配水管布設工事で9,600万円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

収益的収入ですが、第1款事業収益は5億8,385万4,000円になります。前年度対比338万3,000円の減となります。内訳でございますが、第1項給水収益の柱であります水道料金と加入金などの営業収益は5億3,387万6,000円で、前年度対比119万5,000円の減となります。

第2項他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は4,997万7,000円で、前年度対比218万8,000円の減となります。

第3項特別利益は1,000円で、科目設定になります。

次に、収益的支出でございますが、第1款事業費は5億6,726万4,000円になります。前年度対比2,037万3,000円の増となります。

内訳でございますが、第1項浄水場の維持管理や減価償却費などの営業費用は4億8,901万2,000円で、前年度対比2,598万5,000円の増となります。

第2項企業債利息や消費税納付などの営業外費用は7,225万2,000円で、前年度対比561万2,000円の減となります。

第3項不納欠損などの特別損失は400万円で、前年度と同額になります。

第4項予備費は200万円で、前年度と同額になります。

42ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,960万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額883万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金3億3,085万2,000円で補填するものでございます。

資本的収入でございますが、第1款の資本的収入は7,790万1,000円になります。

内訳といたしましては、第1項企業債7,390万円で、前年度対比890万円の増となります。

第2項国庫補助金1,000円は科目設定になります。

第3項下水道事業からの工事の負担金400万円になります。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出は4億1,758万5,000円で、前年度対比4,355万9,000円の増となります。内訳でございますが、第1項管渠布設工事などの建設改良費

は1億3,252万9,000円で、前年度対比1,871万2,000円の増となります。

第2項企業債償還金は2億8,505万6,000円で、前年度対比2,484万7,000円の増となります。

43ページをお願いいたします。

第5条は企業債で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものでございます。

起債の目的は配水管布設工事として、限度額は7,390万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額は3,000万円と定めるものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めるものでございます。

1、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用。

2、建設改良費、企業債償還金の間の流用でございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費5,852万円、交際費2万円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということでございます。

44ページをお願いいたします。

第9条は補助金で、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を定めたものでございます。

企業債利息支払補助金1,354万2,000円で、前年度対比219万6,000円の減額となります。

第10条たな卸資産の購入限度額は、673万4,000円と定めるものでございます。

以上で、水道事業会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決を賜りよう、よろしくお願い申し上げます。

御提案申し上げました議案第27号 平成28年度上里町下水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

予算書47ページをお願いいたします。

第1条、平成28年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量は次のとおりとするものでございます。

1、接続戸数は845戸を予定しております。

2、年間有収水量は33万9,807立方メートルでございます。

3、1日平均有収水量は931立方メートルでございます。

4、主な建設改良事業は、汚水管渠築造事業で7,772万1,000円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものとさせていただきます。

収益的収入ですが、第1款事業収益は2億3,171万円になります。前年度対比359万8,000円の増となります。内訳でございますが、第1項下水道使用料と他会計負担金などの営業収益は6,569万2,000円で、前年度対比468万3,000円の増となります。

第2項他会計負担金や長期前受金戻入などの営業外収益は1億6,601万8,000円で、前年度対比108万5,000円の減になります。

次に、収益的支出でございますが、第1款事業費は2億2,969万4,000円で、前年度対比1,341万1,000円の減となります。

内訳でございますが、第1項管渠維持管理や減価償却費などの営業費用は1億7,886万9,000円で、前年度対比1,217万5,000円の減となります。

第2項営業外費用4,982万4,000円は、企業債の利息でございます。

第3項特別損失は1,000円で、科目設定となります。

第4項予備費は100万円となります。

48ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,236万円は、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額744万6,000円及び過年度損益勘定留保資金1,707万9,000円、当年度損益勘定留保資金5,783万5,000円で補填するものとさせていただきます。

資本的収入でございますが、第1款の資本的収入は1億6,511万4,000円になります。前年度対比2,943万9,000円の減となります。内訳といたしましては、第1項企業債は1億620万円になります。前年度対比360万円の増となります。

第2項国庫補助金は4,000万円になります。前年度対比2,000万円の減となります。

第3項負担金は428万5,000円で、下水道受益者負担金になります。

第4項出資金は75万3,000円で、一般会計からの出資になります。前年度対比2,661万円の減となります。

第5項他会計補助金は1,387万6,000円で、流域下水道建設負担金、企業債元金償還分の一般会計からの補助金になります。

次に、支出でございます。

第1款の資本的支出は2億4,747万4,000円で、前年度対比1,286万4,000円の減となります。

内訳でございますが、第1項建設改良費は1億5,800万2,000円で、前年度対比1,729万7,000円の減となります。

第2項企業債償還金は8,947万2,000円で、前年度対比443万3,000円の増となります。

49ページをお願いいたします。

第5条は企業債で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものとございます。

起債の目的は、公共下水道事業に限度額4,930万円、流域下水道事業建設負担金に限度額5,690万円の合計1億620万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額は、1億5,000万円と定めるものとございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めるものとございます。

1、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

2、建設改良費、企業債償還金の間の流用でございます。

50ページをお願いいたします。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費2,654万8,000円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということでございます。

第9条は補助金で、公共下水道事業安定のため、上里町一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を定めたものとございます。平成28年度に補助を受ける金額は、1億4,010万6,000円でございます。

以上で、下水道会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤 裕君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

なお、着座にての説明を許可いたします。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 片岡浩一君補足説明〕

○議長（伊藤 裕君） 以上をもちまして、平成28年度上里町一般会計予算について、平成28年度上里町国民健康保険特別会計予算について、平成28年度上里町介護保険特別会計予算について、平成28年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、平成28年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について、平成28年度上里町水道事業会計予算について、平成28年度上里町下水道事業会計予算についての提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

◎散 会

○議長（伊藤 裕君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時22分散会